

2. 内浦及び能都都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(内浦都市計画区域マスタープラン、能都都市計画区域マスタープラン)

本方針は、内浦都市計画区域及び能都都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
内浦都市計画区域	能登町	行政区域の一部	1,948ha
能都都市計画区域			1,294ha
合計	—	—	3,242ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

内浦都市計画区域及び能都都市計画区域は、住民が自信と誇りを持てる力強い町づくりを目指し、「人」と「地域」の絆を大切にしながら地域力の向上を通じた、地域社会を中心とした一体的なまちづくりを進め、また、様々な交通手段の広域化を活かし、地域内外の人を「つなぎ」、交流人口の拡大を進めることでにぎわいの創出を目指し、まちづくりの基本テーマを「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 自然環境との絆を大切にしまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」を次世代へ継承するため積極的に保全するとともに、暮らしの一部としてふれあい、活かす共生のまちづくりを進め、豊かな自然を守り、育て、活かすまちづくりを進める。

② 誰もが住みよと感じる地域が一体となったまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」に認定された地域の魅力を活かし、優れた地域資源の保全・活用等により美しいまちづくりを目指すとともに、災害に強いまちづくりを進める。また、交通アクセスの利便性の変化に対応した道路ネットワークの充実、安全性や長寿命化に配慮した道路の整備を推進する。

③ 地域の絆を深め、住み続けたいくなるまちづくり

定住の促進に向けた誰もが住み続けたいくなるまちを創造するため、公的分譲住宅地の充実をはじめ、増加する空き家対策の強化や古民家の活用、また、地域イベント等を支援することで住民間の連携・交流を強化するとともに、体験交流施設の機能充実や豊富な体験メニューを創出し、地域外との交流を活発に行うことにより交流による人づくりと多様な交流活動を推進する。

(2) 地域毎の市街地像

松波市街地、小木市街地、宇出津市街地の中心部に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島、珠洲、穴水方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

宇出津地域では、既存の商業集積などを活かし、居住や日常生活に必要な都市機能を誘導しにぎわいのある魅力的な都市機能の集積を図るとともに、水産物の流通拠点としての機能充実などを図り、安全・安心で利便性が高く、本都市計画区域の中心部としての整備を促進する。

松波地域では、かつての城下町としての歴史・文化を、また、小木地域では、港町として栄えた港や九十九湾などの美しい海岸景観などを活かし、快適で豊かな生活環境の創造を図る。

② 農業ゾーン

市街地ゾーン周辺や沿岸部の農地は、貴重な生産基盤として、また、良好な景観資源として保全・活用を図る。

③ 自然保全ゾーン

森林地域においては、森林の保全を図るとともに、農山村と連携した観光やレクリエーション、憩いの場としての活用を図る。

海岸地域については、自然環境や良好な景観を地域の魅力として保全・活用するとともに、漁村と連携した観光やレクリエーション、憩いの場としての活用を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

内浦都市計画区域及び能都都市計画区域では、製造品出荷額等や商品販売額の減少、過去 10 年間に世帯数が減少しているなど都市の成長性が低くなっている。また、開発圧力も低く、今後の人口や産業活動の増加も見込めないため、立地適正化計画などの活用により、集約型のまちづくりを目指す。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

旧宇出津駅を含む宇出津市街地一帯を中心商業業務地として位置づけ、にぎわいや生活機能の中心性、歴史の継続性、文化・交流の多様性、まちなかの回遊性などを維持・再生し、中心部にふさわしい空間を形成する。

イ) 一般商業地

宇出津新港地区の一部、松波市街地及び小木市街地の中心部は、既存の商業集積や港、歴史・文化などを活かし、居住や日常生活に必要な都市機能を誘導し、にぎわいを再生する都市空間の整備を行う。

特に、小木地区においては、日本有数の水揚げ量を誇るイカを活用した観光交流拠点の整備を行う。

(工業地)

宇出津港に面し、造船所、漁網倉庫等が建ち並ぶ沿岸部では、周辺の住宅地との調和を図りつつ、生産環境の向上による産業の振興を図る。

(住宅地)

密度が高くまとまりのある市街地が形成されている宇出津市街地の住宅地では、今後の人口減少や少子高齢化の中において、安全・安心で利便性の高い都市空間が形成されるよう、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による生活環境の改善を図り、移住・定住の促進を図る。

海岸線に沿った松波、白丸、小木、姫の既成の住宅地では、土地の有効活用を図るとともに、安全・安心で住み良いまちづくりを推進する。

② 土地利用の方針

ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の密集市街地の居住環境を改善するため、道路・小広場などの整備を推進するとともに、市街地に点在している歴史的な地区については、その風情を残しながら空き家の利活用や適切な維持管理とともに、良好な街並み景観の創出や住民が主体となった魅力的なまちづくりを進める。

イ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地や集落に近接する斜面林や市街地内に点在する寺社林は、市街地を彩る緑地として保全する。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地を囲む農地・丘陵地は、背後の樹林地等と一体となって本都市計画区域の農村景観を形成しているため、都市的土地利用の進展を抑制するとともに、農村景観の保全・活用を図る。

エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

能登半島国定公園や各所に点在する歴史・名勝等の優れた自然景観をはじめ、河川の水辺景観、及び丘陵山間部の樹林地などを今後も保全・活用する。

カ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、珠洲道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、市街地間の連携を図るとともに、市街地への通過交通を抑制し、利便性の高い生活交通網を確保する。

さらに、公共交通の利用促進に向け、交通結節点機能の整備、改善、サービスの向上を図るとともに、歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

一般国道 249 号（(都) 鍛冶町線）、主要地方道宇出津町野線（(都) 中央通り線）、主要地方道能都内浦線（(都) 小木中央線、(都) 田の浦線）など、市街地の骨格を形成する幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として配置し、整備促進を図る。

特に、(都) 駅山手線は、街路整備に合わせ、周辺に都市機能を集約した複合施設の整備などを一体的に整備することにより、安全で快適な歩行空間を確保するとともに回遊性の向上や交通の円滑化を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

ア) 能都都市計画区域

	名 称	整備内容等
7・6・1	(都) 駅山手線	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業と農業集落排水事業などによる整備は完了していることから、今後は、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道などの整備は完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の10年概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

内浦都市計画区域における公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備区域は市街地を中心に配置し、松波処理区(53ha)、小木処理区(50ha)、恋路処理区(26ha)は整備が完了しており、的確な維持管理に努める。

能都都市計画区域における特定環境保全公共下水道の宇出津処理区(194ha)の整備が完了しており、的確な維持管理に努める。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、奥能登クリーンセンターを活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

既存の住宅密集地における居住環境の改善を図るため、道路・公園などの基盤整備を進めるとともに、日常生活に必要な都市機能の誘導や空き家・空き地等の低未利用地の有効活用や適切な維持管理の促進、街並み景観や歩行空間の改善、建物の耐震化や不燃化による防災機能の向上等により、安全・安心で住み良いまちづくりを推進し、良質な生活空間を形成する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域の沿岸部はすべて能登半島国定公園に指定され、特に、九十九湾、御船崎、赤崎、遠島山公園などは眺望景観に優れている。平坦部の背後には山地丘陵地の優良な緑が迫り出し、市街地の背景として良好な自然景観を形成している。

これらの美しい自然環境は貴重な観光資源ともなっているため、観光・交流の促進のためにも保全・活用を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

市街地背後の丘陵や沿岸部の森林は、動植物の生息・生育地や林業の生産基盤として保全・活用を図る。

また、海域公園に指定されている能登半島国定公園一帯については、特に優れた自然環境として良好に保全・活用する。

イ) レクリエーション系統

沿岸部の自然資源と一体となった九里川尻湾総合運動公園、市街地に近接する四明ヶ丘公園は、レクリエーションの拠点として位置づけ、機能の拡充を図る。

また、松波城址公園や真脇遺跡公園は、歴史的環境を活かしたレクリエーション拠点として配置し、未整備部分の整備を図る。

このほか、恋路海岸や九十九湾をはじめとする沿岸部の遊歩道は、沿岸部のレクリエーション施設や都市公園を有機的に結ぶネットワークとして位置づけ、その周辺の自然環境や景観を保全・整備する。

ウ) 防災系統

市街地においては、災害対策（避難路、避難場所の確保）と住環境の向上の点から、身近に利用できる街区公園や地区公園等の適正な配置とネットワーク化を図る。

エ) 景観構成系統

風致公園として整備された遠島山公園は、郷土館等と一体となって機能の充実を図りつつ、豊かな自然環境の保全・活用を進める。

また、景観を構成する能登半島国定公園や各所に点在する歴史・名勝等の優れた自然景観をはじめ、河川の水辺景観、丘陵山間部の樹林地、低地の田園景観等は、景観構成系統緑地として位置づけ、今後も保全・活用を図る。